

改正フロン法に基づく最新の動向と課題

中崎 健士 (なかざき けんじ) ダイキン工業株式会社 テクニカルエンジニアリング部

要約 2020年4月1日の「フロン排出抑制法」の施行で、機器廃棄時の取組みとして都道府県の指導監督の実効性が向上した。ユーザーにフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入、廃棄物リサイクル業者へフロン回収済み証明の交付等を義務付けた。また、建物解体時の機器廃棄の際の取組みとして解体現場等への立入検査等の対象範囲が拡大され、ユーザーには事前説明書面の保存を義務付けた。ここでは主に企業の担当者が改正内容を理解するために、機器使用時と機器廃棄時における法対応とその課題について説明をする。

1. はじめに

2001年フロン回収・破壊法制定に伴い、機器廃棄時のフロン回収が制度化されたものの、その回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている状況である。2018年の経産省・環境省の共同調査の結果、フロン未回収分(6割強)のうち半分強(3割強)は、機器廃棄時にフロン回収が行われなかったことに起因しており、特に建物解体時に回収作業が行われない場合が多いことがわかった。また、廃棄物・リサイクル業者が機器を引き取る際に、フロン回収作業がされているかを確認する仕組みがなく、廃棄時にフロンガスが放出されている場合があることもわかった。地球温暖化対策計画の目標である2030年のフロン回収率7割の実現に向け、機器廃棄時のフロン回収を確実に行う目的で、2020年4月1日に「フロン排出抑制法」が施行された。

2. 法改正のポイント

法改正により機器廃棄時の取組みが強化されている。基本的な方向性は、機器廃棄時のフロン類の回収率の向上である。各関係者の法改正のポイントを紹介する。

2.1 廃棄等実施者

ユーザー(廃棄等実施者)がフロン類の回収を行わ

ず機器を廃棄した場合には、直接罰の導入により都道府県の指導監督の実効性が向上した。ユーザーは行程管理制度に則り、第一種フロン類充填回収業者に対して回収依頼書又は委託確認書の交付及び写しの保存とフロン回収済み証明である引取証明書を3年間保存することが求められている。また、廃棄物・リサイクル業者に第一種特定製品を引き渡す際には、引取証明書の写しを作成し一緒に引き渡さなければならない。

2.2 廃棄物・リサイクル業者

フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の引取りが禁止された。すなわち、引取証明書の写しを受け取らなければ、廃棄機器を引き取ることができない。

2.3 建設・解体業者

建物を解体する際は、第一種特定製品の有無を事前確認し、ユーザー(発注者)に書面で結果を説明し、その書面の写しを3年間保存する。



図1 第一種特定製品の概略